

## 神戸市会活性化に向けた改革検討会の「その他検討項目」について

	改革検討会で議論済	改革検討会で未議論
1. 執行機関に対するチェック機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>①議員の自由討議</li> <li>②承認人事案件等議会への報告の在り方</li> <li>③発言時間の十分な確保</li> <li>④質問時間の延長と答弁時間からの分離</li> <li>⑤本会議 2 日間の在り方</li> <li>⑥質疑の在り方（会派としての代表質疑と個人としての一般質疑）</li> <li>⑩専決処分の扱い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑦予特・決特での大部局の審査日程の拡大（2 日間）</li> <li>⑧常任委員会の開催日数の増</li> <li>⑨常任委員会資料の 1 週間前配布</li> <li>⑩外特委の審査対象の拡大（出資比率 25%以上）</li> <li>⑫議員控室への音声放送</li> <li>⑬液晶プロジェクターの設置（当局説明と議員質問の説明補助具）</li> <li>⑭議場での大型モニターの設置</li> <li>⑮対面型発言席の設置</li> <li>⑯区政に対する発言場所の確保</li> </ul>
2. 政策立案・提言機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>②政務調査員配置基準の見直し</li> <li>③管外調査活動の下限人員（2 名）の見直し</li> <li>④政務調査費の支給方法及び用途基準</li> <li>⑤議会予算の策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①事務局の人事権</li> <li>⑥議員の資質向上（研修会等の開催）</li> <li>⑦行政調査（常任委員会・特別委員会）の在り方</li> <li>⑧政策討論会・政策研究会等（法定外合議体）の設置</li> <li>⑨議会資料・調査資料の電子化（キーワード検索）</li> <li>⑩海外視察の中止（政務調査活動としての海外調査については、議論済）</li> </ul>
3. 市民参加の積極的な促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>②陳情 郵送の場合の取扱い</li> <li>⑥傍聴者の不規則発言への対応</li> <li>⑦モニターテレビの配置及び傍聴者の録音</li> <li>⑨議運（理事会含む）の一般傍聴</li> <li>⑬動画配信の拡大</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①休日・夜間議会開催時の託児所の設置</li> <li>③請願陳情 口頭陳述方法（資料等での掲示説明の承認）</li> <li>④請願 審議未了の本会議での経過報告</li> <li>⑤請願陳情 担当部局がない場合の意見決定の前倒し</li> <li>⑧傍聴者配布資料の改善</li> <li>⑩議会の広報・広聴の活性化（市会だよりの議員も入った編集体制等）</li> <li>⑪市会施設を活用した講演会，討論会などの催事</li> <li>⑫ケーブルテレビによる中継若しくは録画放映（本会議及び全委員会）</li> <li>⑭議事録の早期掲載（60 日以内）</li> <li>⑮議会情報（議案の賛否等）の開示・共有</li> <li>⑯電子投票制度の導入</li> </ul>
4. 議会及び議員活動の在り方等	<ul style="list-style-type: none"> <li>①議員報酬の削減</li> <li>②費用弁償の廃止</li> <li>⑧PDCAサイクルの仕組みづくり</li> <li>⑩地方自治の確立</li> <li>⑫議会の在り方（二元代表制）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>③議員の免責条項</li> <li>④出張時のグリーン車の廃止</li> <li>⑤海外交流窓口（議会としての交流拡大やPR活動）</li> <li>⑥議会棟内（議員食堂等）スペースの各会派への再配分</li> <li>⑦投票日と任期開始日とのずれの是正</li> <li>⑨コスト削減・費用対効果の視点</li> <li>⑩IT化の促進，ICTの利活用</li> </ul>

神戸市会活性化に向けた改革検討会 検討項目

優先検討項目	その他検討項目
1. 執行機関に対するチェック機能の強化	
議決対象の拡大(地方自治法第96条第2項の活用)	
調査権限の在り方と100条委員会	
地方自治法第176条問題(議会の再議の扱い)	
本会議における質疑の在り方	
一問一答	
反問権	
議員間討議	①議員の自由討議
その他	②承認人事案件等議会への報告の在り方
	③発言時間の十分な確保
	④質問時間の延長と答弁時間からの分離
	⑤本会議2日間の在り方
	⑥質疑の在り方(会派としての代表質疑と個人としての一般質疑)
委員会活動の活性化	
テーマ設定	
その他	⑦予特・決特での大部局の審査日程の拡大(2日間)
	⑧常任委員会の開催日数の増
	⑨常任委員会資料の1週間前配布
	⑩外特委の審査対象の拡大(出資比率25%以上)
通年議会	⑪専決処分の扱い
予算編成過程や議案の賛否のための情報開示	
その他	⑫議員控室への音声放送
	⑬液晶プロジェクターの設置(当局説明と議員質問の説明補助具)
	⑭議場での大型モニターの設置
	⑮対面型発言席の設置
	⑯区政に対する発言場所の確保
2. 政策立案・提言機能の充実	
議員政策提案条例の制定	
条例案の策定体制、事務局の専門性と体制	①事務局の人事権
政務調査活動の在り方	
海外調査の扱い	
政務調査員の在り方	②配置基準の見直し
	③管外調査活動の下限人員(2名)の見直し
	④政務調査費の支給方法及び使途基準
予算編成権、修正権、議会予算教書	⑤議会予算の策定
その他	⑥議員の資質向上(研修会等の開催)
	⑦行政調査(常任委員会・特別委員会)の在り方
	⑧政策討論会・政策研究会等(法定外合議体)の設置

優先検討項目		その他検討項目
		⑨議会資料・調査資料の電子化(キーワード検索)
		⑩海外視察の中止
3. 市民参加の積極的な促進		
	議会報告会	
	休日・夜間議会	①託児所の設置
	請願・陳情の在り方	②請願・陳情 郵送の場合の取扱い
		③請願・陳情 口頭陳述方法(資料等での掲示説明の承認)
		④請願・陳情 審議未了の本会議での経過報告
		⑤請願・陳情 担当部局がない場合の意見決定の前倒し
	傍聴の在り方	⑥傍聴 傍聴者の不規則発言への対応
		⑦傍聴 モニターテレビの配置及び傍聴者の録音
		⑧傍聴 傍聴者配布資料の改善
		⑨傍聴 議運(理事会含む)の一般傍聴
	住民意見の反映(意見募集・検証)、専門的知見の活用	
	その他	⑩議会の広報・広聴の活性化(市会だよりの議員も入った編集体制等)
		⑪市会施設を活用した講演会、討論会などの催事
		⑫ケーブルテレビによる中継若しくは録画放映(本会議及び全委員会)
		⑬動画配信の拡大
		⑭議事録の早期掲載(60日以内)
		⑮議会情報(議案の賛否等)の開示・共有
		⑯電子投票制度の導入
4. 議会及び議員活動の在り方等		
	議会基本条例の制定	
	地方議員の身分について(制度上の位置づけの明確化)	
	議員の責務、業務	
	公選職としての身分保障と健全性確保	
	議員報酬(第三者委員会での検証を含む)	①議員報酬の削減
	費用弁償	②費用弁償の廃止
	その他	③免責条項
	その他	④出張時のグリーン車の廃止
	議員定数	
	その他	⑤海外交流窓口について(議会としての交流拡大やPR活動)
		⑥議会棟内(議員食堂等)スペースの各会派への再配分
		⑦投票日と任期開始日とのずれの是正
		⑧PDCAサイクルの仕組みづくり
		⑨コスト削減・費用対効果の視点
		⑩IT化の促進、ICTの利活用
		⑪地方自治の確立
		⑫議会の在り方(二元代表制)